

## 飾磨港北駐車場賃貸借契約書

株式会社姫路ポートセンター(以下[甲]という。)と賃借主(以下[乙]という。)とは、次のとおり駐車場賃貸借契約を締結する。

賃貸主	姫路市飾磨区須加294番地 株式会社姫路ポートセンター
賃借主	住所 千
	氏名
	電話
駐車場名称	飾磨港北駐車場
駐車場所所在地	姫路市飾磨区須加地先
区画番号	第 番
契約車両	車両名 登録番号
契約期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日までの1年間
1箇月賃料	4,200円 (消費税含む)

第1条 賃貸借期間は上記のとおりとする。ただし、賃貸借期間の満了日の1箇月前までに甲乙異議の無い場合は、同一条件で契約を継続されたものとする。

第2条 賃料は、上記のとおりとし、乙は4半期ごとに3箇月分をまとめて甲に支払わなければならない。

第3条 月の途中で解約をした場合の当該月分の賃料は、返却しないものとする。

第4条 将来、公租公課の増加、経済事情の変動が生じたときは、甲は上記賃料を適正額に改定することができる。

第5条 甲又は乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、1箇月以上前に相手方に予告しなければならない。

第6条 乙の使用目的は自動車の駐車とし、上記の契約車両以外の車両を駐車することはできない。また、車両を変更したときは、乙はその旨を速やかに甲に届け出なければならない。

第7条 乙は、この駐車場を他人に転貸することはできない。

第8条 乙は故意又は過失により駐車場あるいは、他の車両等に損害を与えた場合は、直ちに甲に報告し、これを賠償しなければならない。

第9条 駐車場内における天変地異、火災、盗難、その他の不可抗力が原因により乙が被った損害等については、甲は一切の責任を負わないものとする。

第10条 防潮堤の防潮ゲートが閉鎖中に必要があってゲートを開いて出入りしたときは、必ず元通りに閉鎖すること。

第11条 甲は、乙が第2条による支払いを滞納したとき、又は本契約に違反したときは、契約を解除することができる。

第12条 乙は、警察署長に提出する自動車保管場所使用承諾証明書(以下「車庫証明」という。)を必要とする場合には、甲に対して6,000円を手数料として納入しなければならない。

2 乙は、前項の車庫証明を当該区画に保管する契約車両についてのみ行うことができる。

第13条 乙は、車庫証明を受給している当該駐車区画において、甲の調査によって次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、甲が自動車保管所としての適正を逸脱していると判断し、警察署長に通報しても異議はないものとする。

- (1) 車庫証明を取得する目的のみで、賃貸借契約を行い、警察署長への手続き後、短期間のうちに解約した場合
- (2) 賃貸借契約を解約する際、甲に対して当該車両の自動車保管場所の移動に係る証書が提示できない場合
- (3) 賃貸借契約を解消しているにもかかわらず、甲が車庫証明をした駐車区画を自動車保管場所として継続していると判明した場合
- (4) 車庫証明を取得した後、契約車両を駐車せず、他人名義の車両を長期間駐車させている場合
- (5) その他自動車保管場所法に違反している場合

第14条 乙は、管理に関しては甲が別に定める諸規定を遵守しなければならない。

第15条 本契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

令和 年 月 日

賃貸主(甲) 住所 姫路市飾磨区須加294番地  
氏名 株式会社姫路ポートセンター  
代表取締役社長 山田基靖 印

賃借主(乙) 住所  
氏名 印